

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長崎市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.3%
全職員	68.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.1%
本庁課長相当職	97.2%
本庁課長補佐相当職	95.4%
本庁係長相当職	98.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.8%
31～35年	94.1%
26～30年	97.5%
21～25年	87.1%
16～20年	88.2%
11～15年	86.9%
6～10年	93.2%
1～5年	98.3%

【説明欄】

再任用としての任用は男性が多く、会計年度としての任用は女性が多い状況のため、常勤職員以外の職員の給与の差異が大きくなっている。

任期付き職員は、男性の任用しかない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。